

第 7 0 号議案

令和 6 年度芦屋市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度芦屋市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表債務負担行為」による。

令和 6 年 9 月 2 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

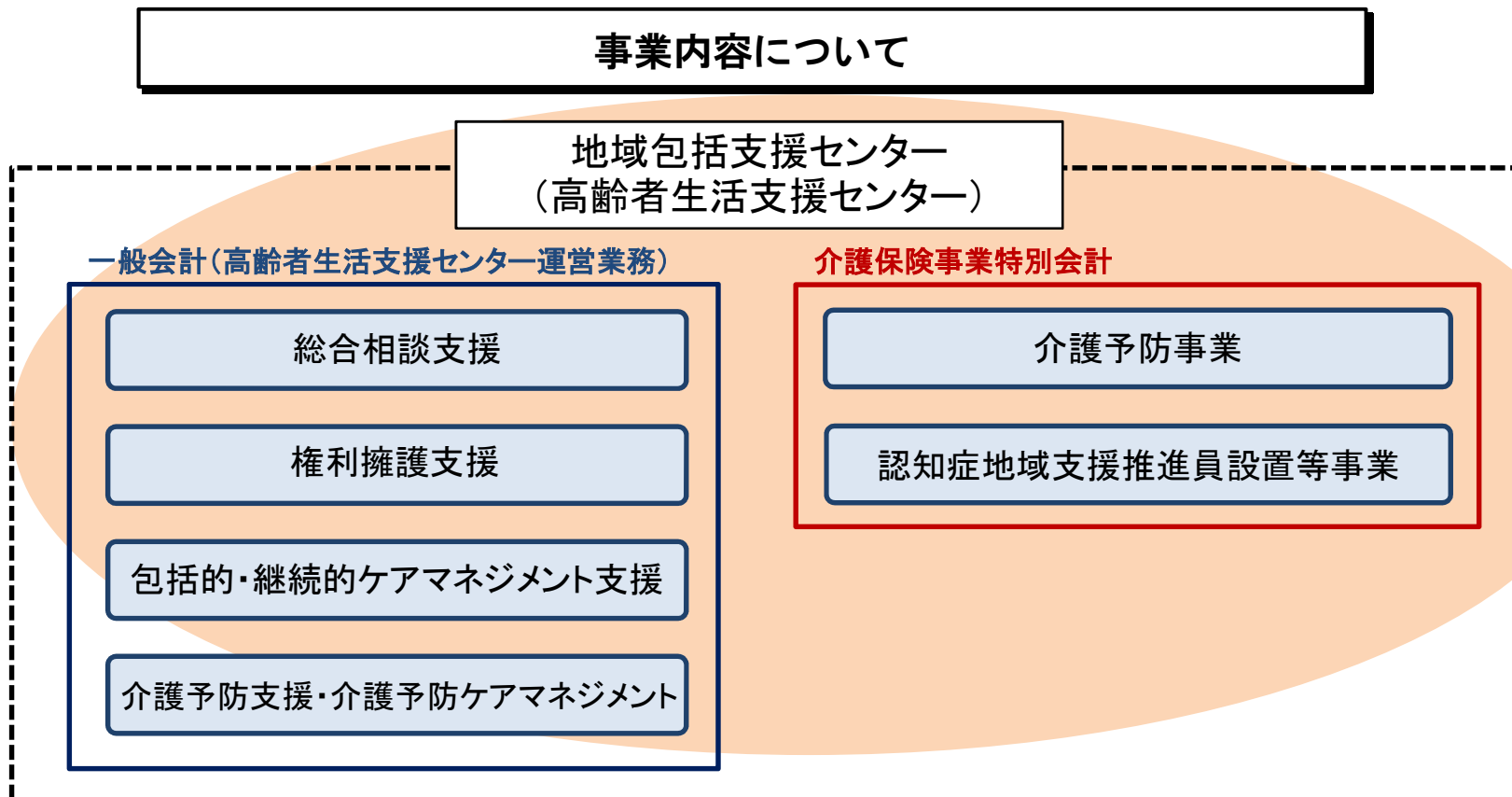
第 1 表 債

事	項
高齢者生活支援センター介護予防事業	
認知症地域支援推進員設置等事業	

務 負 担 行 為

(単位 千円)

期	間	限	度	額
令和 7 年度から令和 1 1 年度まで				130,000
令和 7 年度から令和 1 1 年度まで				38,250



＜事業内容＞

○介護予防事業

要支援・要介護状態に陥るリスクが高い高齢者の方や、訓練によって運動器の機能向上または認知症予防に効果があると思われる高齢者の方に、継続的な介護予防のプログラムを提供し、日常生活動作の改善を目指して支援を行います。

○認知症地域支援推進員設置等事業

認知症の人への効果的な支援を行うために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、推進員を中心として、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図ります。

※上記事業については高齢者生活支援センター運営業務と一体で実施する必要があることから、合わせて複数年契約を行います。